



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 1 月 14 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

中華人民共和国増値税の改革について

中国政府は2008年11月10日、「中華人民共和国増値税暫定条例」、12月15日、「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則」を制定、2009年1月1日より施行されました。今回の増値税の改革は、景気刺激策の一環として、企業への課税負担を軽減させる内容が中心となっています。また、増値税の改革と平仄を合わせるため、同時に消費税、営業税についても暫定条例が制定され、税の徴収方法などが変更されました。主な変更点は下記の通りです。

【主な変更内容】

1、固定資産購入時に納付した仕入増値税を売上増値税より控除する事が可能。

旧条例	企業が固定資産購入時に納付した仕入増値税は売上増値税より控除できない
新条例	2009年1月1日以降、企業が固定資産購入した際に納付した仕入増値税を売上増値税より控除できる。控除しきれなかった場合は、翌年度以降も引続き控除が可能。 (固定資産の範囲は企業の生産活動に関連する、設備及び車両、工具など。ただし、家屋、建築物などの不動産、並びに個人使用する自動車、オートバイ、ボートなどは含まれない。)

『ご参考』※1. 旧条例では、固定資産購入時の仕入増値税は、購入した固定資産と共に資産計上され、耐用年数に応じて減価償却するため、費用化に時間を要していた。

2. ファイナンスリースを利用し設備を導入する場合、仕入増値税は売上増値税より控除できない。

2、小規模納税人に適用する増値税率の引下を行い、税率を統一。

旧条例	生産型企业:6%、商業型企业:4%。
新条例	生産型、商業型に係わらず、3%に統一。

3、小規模納税人の課税対象年間売上高基準を引き下げ。

旧細則	生産型企业:100万元、商業型企业:180万元
新細則	生産型企业:50万元、商業型企业:80万元

4、現行増値税手続慣例の改正後条例への反映。

- ・ 増値税の一般納税人資格取得に際しては、従来より管轄税務機関に資格認定申請が必要であったが、旧条例には同規定はなく改正後条例(第13条)に明文化された。

上記以外にも、納税申告期間が概ね10日間から、納税額に応じて7つの納税期が定められ、期日後15日間に納税申告を行うように延長されるなどの変更が行われています。

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載